



みのる法律事務所  
第 2 3 8 号  
平成 2 2 年 2 月

みのる法律事務所  
弁護士 千田 實

〒 021-0853  
岩手県一関市字相去 57 番地 5  
TEL : 0191-23-8960  
FAX : 0191-23-8950  
✉ minoru@minoru-law.com



頓挫しました。

幸い、<sup>いでうらてるくに</sup>出浦照國先生という食事療法の名医のご指導をいただき、「何とかやれそう  
だ」という自信が回復しました。ライフワークである『大衆法律学』の普及活動を  
再スタートしたいとの思いが湧いて参りました。

平成 2 2 年（2 0 1 0 年）に入り、荒川区倫理法人会、江東区倫理法人会、岩手県  
一関市倫理法人会での講演をきっかけに、『大衆法律学』の普及活動を再開しました。

この事務所便りにおいても、『大衆法律学』を再スタートさせていただきます。そ  
の第 1 回目として、最近増え続けている事業整理に関連して、「保証」の問題を取り  
上げます。『情が仇』というタイトルですが、事業経営は情の入り込む余地のない世  
界であることを知ってほしいのです。「事業経営に情を持ち込むと死人が出る」とい  
うことを知っていただきたいのです。

\*\*\*\*\*

## 情が仇

### ○ 損得計算と情は、「水」と「油」です。

「ビジネス」は、営利のためになす経済行為です。「営利」は、財産上の利益を目的として活動するものであり、損得計算が本質です。

「情」は、他を哀れむ心であり、「同情」は他人の苦悩・不幸などをその身になって共に感じることです。ビジネスの世界は損得計算ですから、「何が得で、何が損か」という純粋に計算の世界です。自然科学的で、心の問題は取り敢えず置いておくものです。計算は、情や同情が入り込む余地のない世界です。情によって計算が変わることはないのです。

情や同情は心の問題であり、損得計算を超えた世界です。損得計算と情は、互いに相容れない「水」と「油」の世界です。わかりきったことだと思いますが、このことを、今回は「保証」という制度を取り上げて解説させていただきます。

### ○ 保証契約は、付録やおまけではありません。

「保証」とは、「大丈夫だ。確かだとうけあうこと」（広辞苑）です。それが、「この人の将来については確か間違いがないことを請け合います。何かあったら私が責任を負いましょう」という身元保証などになりました。



## 『大衆法律学』 再スタート



私のライフワークは『大衆法律学』の普及活動です。

法は、私達大衆のルールブックです。野球のプレーヤーもサッカー選手も相撲取りも、それぞれのスポーツのルールを呑み込んでプレーしています。日常生活のプレーヤーである私達大衆は、そのルールブックである法を知らないまま、プレーしている気がしてなりません。

このように感じているのは、40年間にわたり、いわば世の中の末端事件とも言える大衆のトラブルに関わって生活してきた田舎弁護士の体験によるものです。「世間の人は法に疎い」というのが実感です。

その原因は、法を弁護士や裁判官や検察官などの法律家が抱え込んで大衆にオープンにしなかったことと、大衆が「専門家に任せておけばよい」と法を知ろうとしなかったことによるものです。

「法律は難しく専門家でなければわからない」という考えが専門家と大衆の双方にあり、互いにもたれ合っていたと思えてなりません。

「何とかしなければ」と考えるようになりました。「難しい法律をわかりやすく解説すればよい」ということに気がつきました。「誰にでもわかるような法律の解説書を発刊したい」と思い立ちました。

昭和 5 4 年（1 9 7 9 年）7 月発刊の『わかりやすい法律 夫婦・親子・兄弟編』を皮切りに、平成 1 8 年（2 0 0 6 年）1 1 月発刊の『田舎弁護士の大衆法律学 憲法の心 ~改正権者のあなたに知ってほしい~』までの間に、2 8 冊のわかりやすい法律の解説書を発刊しました。

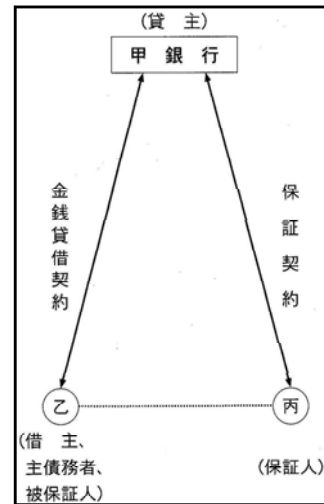
『大衆法律学』の普及活動は順調に進んでいきましたが、「腎不全が悪化しており、もう人工透析しかない」と宣告されてしまいました。『大衆法律学』の普及活動は

それがさらに、金を借りた人が払わない場合には保証人が払うという**金銭貸借の保証**になり、それが現在の保証のほとんどとなっています。

これからの説明の都合上、金銭貸借の保証の関係を次の「**保証関係図**」に示します。

普通に取り交わされている契約書は、**貸主・甲銀行**と**借主・乙**間の**金銭貸借契約書**という形になっています。その金銭貸借契約書の最後の段辺りに、「**後記保証人・丙**は、乙と連帯してその責任を負うものとする」などと書かれており、借主・乙の署名欄の後に「**連帯保証人**」の署名欄があります。

保証関係図



これを見ると、保証人というのは金銭貸借契約の付録やおまけのように見えます。まず、ここが**保証契約の落とし穴**です。

保証契約は、金銭貸借契約の付録でもおまけでもないのです。貸主・甲銀行と借主・乙の金銭貸借契約とは別な独立したものです。**貸主・甲銀行と保証人・丙との保証契約**なのです。保証人になるということは、借主とは別に、貸主と保証人自身が契約することになるのです。

### ○ 保証を頼む人の「迷惑はかけない」という念書は、何の効力もありません。

保証人になる丙は、借主・乙より「保証人となってほしい」と頼まれるのが通例です。保証人になる人は、貸主とはこれまでほとんど関係がないのですが、これまで深い付き合いのあった借主から、「一生のお願いだから保証人になってくれ」と頭を下げられ、保証人となるのが普通です。

ですから、保証人となる人は、貸主・甲銀行とではなく借主・乙と契約するようなイメージを持ってしまいます。しかし、これは大変な誤りです。保証には落とし穴がたくさんありますが、ここもその1つです。

大抵の場合、保証人になってくれと頼む借主・乙は、保証人になってくれる丙に対して、「絶対に迷惑はかけない」と言います。時には、そのような内容の念書や確約書を書いて丙に差し入れるケースもあります。

だが、この約束や念書や確約書は、貸主・甲銀行と保証人・丙との保証契約には何の効力も持ちません。ですから、そんなものがあっても保証人・丙の責任は全く免れないのです。よくクライアントの中には、「借主・乙が絶対に迷惑はかけない」という念書を入れているから、自分には責任がない」という方がおられますが、借主・乙との関係ではそうであっても、貸主・甲銀行との間ではそれが通用しないのです。そもそも「絶対に迷惑はかけない」などと言うこと自体、ズレています。現在の保証は、

全部と言っていいほど連帯保証です。保証人になるということは、「借主になる」と言ってもよいのです。それをさせるだけで、大きな迷惑をかけているのです。

### ○ 連帯保証人は、借主と同じです。

借主・乙が貸主・甲銀行に借りた金を返さなければ、保証人・丙は、貸主・甲銀行に対し乙が借りた金を払わなければなりません。それをしなければ、時には丙の家屋敷さえ競売にかけられてしまうことになります。

しかも、「保証」の前に「連帯」という言葉が付いて「連帯保証人」となると、「借主・乙が払わない場合に、保証人・丙は支払うことになる」という単純な保証と違い、「貸主・甲銀行は、乙に請求しないでいきなり丙に請求することもできる」ことになります。

銀行などの金融機関が使っている金銭貸借契約書はほとんどがこの連帯保証であり、そうでないものはないと言っても過言ではありません。ですから、保証するということは、「借主が払わない場合に払えばよいのだ」と軽く考えてはならないのです。**自分が借りることと一緒に**なのです。そのことを、保証してもらう人も保証をしてやる人もはっきりと意識しなければなりません。

### ○ 大恩ある保証人に迷惑が及ぶ。

最近、「資金繰りに行き詰まり、事業経営を止めたい」と言う人が、ほとんど毎日のように事務所を訪ねてきています。

その人達は、「自分は裸一貫となってもよい」との覚悟で、事業の整理を頼むつもりで事務所に来ます。しかし、どうしても乗り越えられない壁として、保証人の問題が出てきます。「自分や家族は家も屋敷も手放してよいが、これまで深い付き合いをして下さった保証人の家屋敷までなくすことはできない」ということになってしまいます。

**保証人になってくれた人は、保証人になってもらった人にとってはこの世の中で最も深い関わりのある大事な人であることがほとんどです。**妻の親だったり、学生時代からの親友だったり、時には自分のところの従業員だったりします。このような人達の家屋敷が競売にかけられてしまうことは、保証人になってもらった者としては最もつらいことなのです。人情として耐えられないことなのです。

金融機関は、ビジネスですから貸し倒れが出ることも想定済みであり、計算に入れています。ですから、経営に行き詰まり金融機関に支払いができなくなったら、法



は「破産」という制度を設け、支払いを免除するという途を開いています。これを活用すればよいのです。

だが、事業経営者が破産しても、保証人の責任には何ら影響がないのです。ここが保証の最大の問題点です。時々、「借主が破産すれば保証人の責任もなくなる」と思い込んでいるような人もいますが、これは誤りです。

借主が破産しても、保証人は自ら破産するなどの手続を執らなければ免責されません。免責されるためには、保証人の持っている財産は全て吐き出さなければなりません。

## ○ 保証してもらった人が自殺する。

「保証とはそういうものだ」ということを説明します。それを納得した事業経営者は頭を抱え込んでしまいます。そんな事業経営者の方々に、私の目の前で自殺していた方はざっと思い出しても20人を下りません。時々、その方達の顔が浮かびます。

不思議と40歳代後半から50歳代の働き盛りの方ばかりでした。健康で、腎臓のことなど心配する必要のないような羨ましい方ばかりでした。近頃思うのですが、自殺するにもエネルギーが必要であり、私のように年を取り、病気を持つ身では自殺するエネルギーもなくなっているようです。事業経営に行き詰まって私の目の前で自殺をしていった方は、どの方も男盛りでした。これからもっともっと人生を楽しむことのできる方ばかりでした。「世のため人のため」になれる方ばかりでした。惜しい方ばかりでした。

この男盛りの人達がなぜ自殺したかを考えますと、「保証人に迷惑をかけたくない。幸い、自分は生命保険をかけている。死ねば保険金が入る。それで保証人に迷惑がかからないようにしたい」という思いだったことは間違いありません。

私の目の前で「生命保険金で借金の整理をしてほしい」と言って自動車ごと海中に沈んだご夫妻もいました。「千田先生様、保険金で皆様に迷惑がかからないようにして下さい」という遺書を残して首を吊った人もいました。

時々、「自分で自分の命を絶つことのできるのだろうか」と考えることがあります。「命根性が汚い」と普段から兄に言われている私としては、自ら命を絶つことはできそうもありません。だが、「誰かのため」なら死ねそうな気がします。「天皇のため」、「国のため」、「親のため」、「兄弟のため」と思って死んでいった若き特攻隊員の心情が臍気ながら察せられます。私の目の前で死んでいった皆さんも、「どうせ一度は死ぬ命だ。大恩ある保証人に迷惑をかけないために、死ぬことに悔いはない」と覚悟を決めたものと思います。

このような経験を通じて、「何とかしなければ」という思いが湧いてきました。各地の講演会において、「保証人になると、自分の財産をなくすから保証人になってはいけないと昔から言われてきているが、それだけではなく、保証人になってもらった人を自殺に追い込むことになりかねないから、保証人にはなってはいけない」と話すようになりました。

それより以前から、「通常の金融機関から運転資金の融資を断られたら、事業経営を断念するときだ」と書いたり話したりしていましたので、それと抱き合わせて「ビジネスは計算だ。情を持ち込むな」、「金融機関でない者は金を貸すな」、「保証はするな」ということを書いたり話したりするようになりました。

## ○ 『情が仇、仇は情』の発刊。

平成17年（2005年）4月21日、母校の高校創立80周年記念の同窓会においてこのような話をさせていただきました。講演後、高校2、3年当時のクラス担任が「目から鱗が落ちる思いだった。保証を頼まれると断るのが難しい。君の言うとおりに、保証人になってもらう人の命を守るために保証をしないというのであれば断りやすい。立場を変えてものを見る君の目は確かだ」とお褒めの言葉を頂戴しました。

在学中は劣等生でしたから先生に褒められることなどありませんでしたが、卒業して45年経って初めて恩師に褒められ、年甲斐もなく有頂天となり、『田舎弁護士の大衆法律学 保証の巻 情が仇、仇は情』という1冊を、平成17年（2005年）9月1日に発刊することができました。

この本の骨子は、「保証人になってほしいと頼まれて情をかけて保証人になってやった結果、保証人になってもらった人を自殺に追い込むことになる。せつかくの好意が逆の効果となる」ということを述べています。

と同時に、「純粋に損得計算の世界であるビジネスにおいて通常の金融機関から運転資金の融資を断られる状況に陥った人に対しては、情において忍びがたくとも、保証を断り、事業継続を断念させることが肝要である」と述べています。「もう事業継続を断念しなさい」と引導を渡すことは、冷たい仕打ちのようですが本当の思いやりだと思っからです。そこで、「情が仇」の後ろに「仇は情」と書き入れました。

## ○ 保証制度は廃止されなければならない。

私は、昔からそのように言い続けていますが、その理由は次号で解説させて頂く予定です。



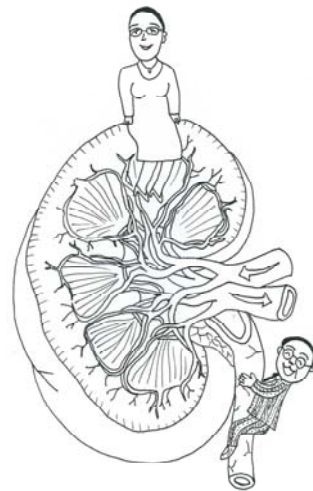


『患者の目、患者の耳、患者の口』

(患者) 自ら知り  
(患者) 自ら選び  
(患者) 自らやる

知らず 選ばず  
やらずば 治らず

平成22年2月22日  
青空浮世乃捨



岩手県国民健康保険団体連合会『岩手の保健』の編集部編集者・金田弘人先生のお導きにより、『岩手の保健』に健康エッセーをシリーズとして書かせていただいています。これまで5回、回を重ねることができました。偏に金田先生のご指導のおかげと、先生には心から感謝しています。

これまで『岩手の保健』に掲載された駄文を、『患者の目、患者の耳、患者の口』と題して1冊にまとめることにしました。読む人に親しみを感じてもらいたいと思い、癒し系のイラストを挿入することにしました。イラストは、東京歯科大学講師・遠藤隆行先生にお願いしました。先生のイラストは優しく、微笑ましく、心の底から癒されます。

平成22年（2010年）3月28日に、神戸市において株式会社日本栄養新報社（代表取締役・行川正幸先生）主催の「腎臓病・栄養食事療法フォーラム」が開催されます。私も患者として講演の時間を頂戴しました。講演後のパネルディスカッションにおいてもパネラーの1人に選んでいただきました。

その予行演習を兼ねて、同フォーラムにおいてお話ししたい内容の一部をこの事務所便りに掲載させていただきます。

冒頭の狂歌は、私の話したいことを要約したものです。紙面の許す範囲で解説させていただきます。



1. 「(患者) 自ら知り」

患者は、自ら病態と治療方法を知らなければなりません。これを医療機関側から見た言い方をすれば、「医療機関は、患者の病態と治療方法を患者に知らせなければならない」ということになります。

だが、これまでの医療現場では、このことは徹底されていませんでした。むしろ、「知りたくない」という患者と、「知らせたくない」という医師とがもたれ合って、「知らない、知らせない」という状況が作り出されていました。私は、これまでのこのような医療を「**見ざる、聞かざる、言わざる**」の『三猿医療』と呼んでいます。

医師は権威の上に胡座をかき、患者は医師に任せて他人事にして楽をするという格好だったと思います。生活習慣病の治療は「**知的療法**」です。患者は知らなければなりませんし、医師は知らせなければならない療法です。

患者は、「医師任せ」にし、知ろうとしなかったことを猛省しなければなりません。医師もまた、「素人の患者に知らせる必要はない」と、患者を見くびっていたことを反省しなければなりません。生活習慣病の療法は高度に知的であり、医師も患者も勉強が絶対不可欠です。

2. 「(患者) 自ら選び」

療法は、患者自身が選ぶべきものです。特に、生活習慣病においてはそのことが強調されることになります。

これを、医療機関側から見た言い方をすれば、「医療機関は、患者に療法を選ばせなければならない」ということになります。だが、これまでの医療現場においては、治療方法は医師が一方的に選択してきました。私も、5年前に担当医より一方的に「もう人工透析しかない」と宣告され、人工透析に入る準備をしました。幸い、人工透析に入る前に出浦先生と奇跡的とも思えるご縁を得て食事療法に入り、現在も透析はしていません。食事療法は、患者である私が選択しました。

患者が療法を選ぶためには、患者自身が病態と治療方法を知らなければなりません。適切な治療方法を選択するためには、病態と治療方法を理解していなければなり



ません。ですから、「(患者) 自ら選ぶ」の前提として、「(患者) 自ら知り」が不可欠となります。

ここで声を大にして申し上げたいのは、「療法の選択の効果は、医師にではなく患者に及ぶ」ということです。

医師が療法の選択を誤れば、場合によっては医療過誤の責任を問われることもあるかもしれませんが、医師は命までは失いません。命を失うのは患者です。

だから、療法の選択は、患者の生死を分ける重大事であり、他人任せにできることではないのです。だが、どのような療法があるのかは専門家である医師がわかっているのに対し、患者はわからないことが多いのですから、医師は患者に対し、療法選択の前提として、どのような療法があるかを説明する義務があります。

私は、首の皮一枚という時点で出浦先生の食事療法を受けることができるという幸運に恵まれましたが、前医からはこのような療法は知らされませんでした。今のところ、誠に残念なことですが出浦先生の食事療法を生活習慣病患者に紹介して、患者が療法を選択する資料とさせる医師はほとんどいないのが現状ですが、まずここが改善されなければならないと痛感しています。

出浦先生の食事療法は、奇跡的とも言えるほど、生活習慣病の改善には効果的であることを身を以て体験しました。これを世に広めることは天命と受け止めています。これまで、出浦先生の食事療法を普及させたく8冊の黄色い本を発刊しました。そのせいではありませんが、医師の中にも食事療法を重視する先生方が多く見られるようになりました。必ず風の吹き方が変わると信じています。

医師や管理栄養士の先生方は、研究を重ね、それを公にし、医療の進歩・発展に寄与されています。学会や医療雑誌などでは喧喧諤諤けんけんがくがくのようです。

そんな中で、「自分の主張が正しく、それに対立する主張は正しくない」などとする例も少なくありません。

議論を戦わせることは大事なことです。だが、互いに我田引水の主張をしても仕方ありません。誰かに審判してもらうことが必要です。それは、医師でも教授でもないと思います。どちらが正しいかは、療法選択の結果を身体や命を張って知ることになる患者こそ審判するに最も適していると確信します。

「患者は自ら療法を選び、自ら審判する」というのが正しい言い方かもしれません。

### 3. 「(患者) 自らやる」

これまでの治療行為は、手術、注射、処方箋の如く、治療は医師・看護師などの医療機関が行ってきました。治療行為を患者自身がやるという感覚は、医療機関にも患者にもあまりなかったと思います。

だが、治療行為は患者が主体となってやるべきことです。特に、生活習慣病においては患者自身がやらなければならないのです。

生活習慣病は、生活習慣の改善が不可欠です。食事は、生活習慣の中でも中核となるものです。ですから、生活習慣病においては食事療法が大事になってくるのです。

食事は、医師や管理栄養士の先生方が摂るものではなく、患者自身が摂るものであることは言うまでもありません。ですから、食事療法は患者自身がやるものであることは疑いの余地がありません。食事は、患者が各家庭で摂ります。家族は、患者を支えるサポーターです。私の場合は妻がその大事な役目を熟こなしてくれています。妻なくして、私の食事療法は成り立ちません。幸いなことに、私の場合は事務局の事務員達もサポートしてくれています。これら多くの人に支えられ、食事療法を病院ではなく家庭でやっています。

私は、これまで黄色い本で「食事療法は、患者が、またそれをサポートする家族がやらなければならない」と述べてきました。それは、実際に食事療法をやっている患者とそれを支えている妻の体験に基づく声です。

これまでの医療現場において、患者に治療行為を行わせようとした医師はあまり多くいないと思います。それどころか、「治療は医師の専権事項だ。患者は医師の治療を受けていればよい」などという態度をあからさまにする医師さえ珍しくありませんでした。医師や管理栄養士、看護師などの先生方も意識改革をして、「治療行為は患者にさせなければならない」というスタンスを取ってもらいたいものです。

治療行為を患者自らやるためには、療法を患者自ら選ぶことが肝要です。療法を患者自ら選ぶためには、患者自身が自らの病態、療法を知らなければできません。

ですから、

(患者) 自ら知り      (患者) 自ら選ぶ      (患者) 自らやる  
知らず 選ばず      やらば 治らず

ということになります。

